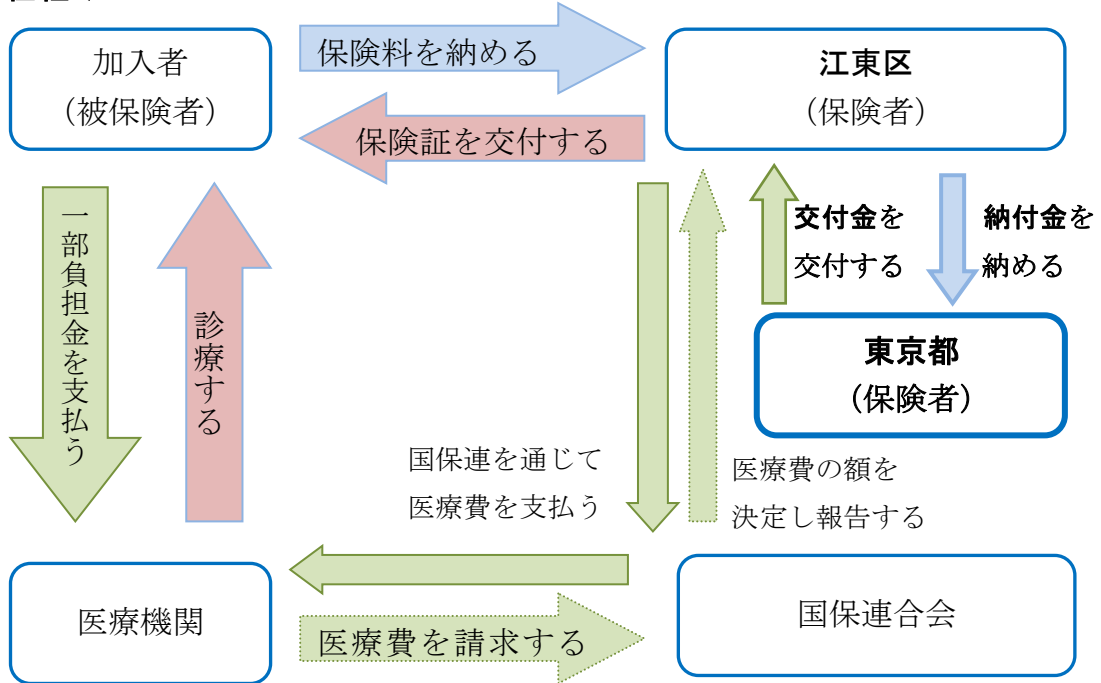


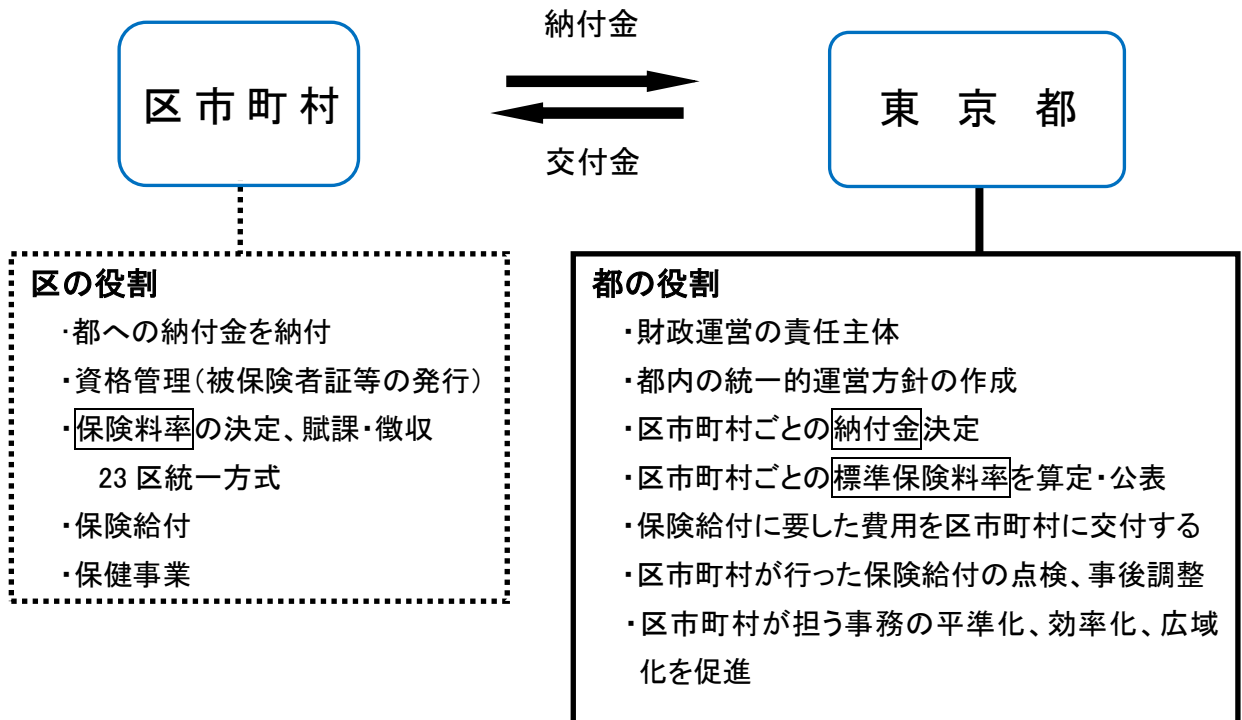
令和5年6月26日
生活支援部医療保険課

国民健康保険制度の概要について

1 仕組み



2 区と東京都の役割



- (1) **保険料率**の算定方法（23区統一方式）
 - ① 将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく23区統一で対応する。ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可。
 - ② 特別区独自の激変緩和対策として、保険料賦課総額の納付金について、令和5年度は97.3%を保険料に反映している。令和6年度の目標100%（激変緩和対策終了）に向け、現在、保険料の検討を行っている。
- (2) **納付金**の算定
 - ① 都が納付金で集めるべき総額を算定。
 - ② ①の額を、各区市町村の年齢調整後の医療費水準や所得水準に応じて各区市町村に配分する。
- (3) **標準保険料率**の算定
 - ① 標準保険料率は、東京都国保運営方針に定められる「標準的な収納率」により保険料総額を割戻して算定する。
 - ② 「標準的な収納率」は、各区市町村の収納率の実態を踏まえつつ実現可能な水準かつ、低い収納率に合わせることなく適切に設定する。

3 被保険者数等（令和5年3月末現在） *（ ）内は前年度

- (1) 被保険者数 87,309人【加入率16.3%】(90,170人・17.1%)
 - （未就学児） 2,022人(2,099人) *0歳～就学前
 - （前期高齢者被保険者数） 31,443人(34,429人) *65～74歳
 - （介護保険2号被保険者数） 30,569人(31,559人) *40～64歳
- (2) 世帯数 64,480世帯【加入率22.5%】(65,390世帯・23.5%)

4 令和5年度保険料率等 *（ ）内は前年度

- (1) 医療給付費分…限度額65万円(65万円)
 - ・所得割 年間所得額×7.17% (7.16%)
 - ・均等割 被保険者一人につき 45,000円(42,100円)
- (2) 後期高齢者支援金等分…限度額22万円(20万円)
 - ・所得割 年間所得額 ×2.42% (2.28%)
 - ・均等割 被保険者一人につき 15,100円(13,200円)
- (3) 介護納付金分〔介護保険2号被保険者分〕…限度額17万円(17万円)
 - ・所得割 年間所得額 ×2.23% (2.31%)
 - ・均等割 被保険者一人につき 16,200円(16,600円)

*年間所得額：前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計額から基礎控除額43万円を控除した額
- (4) 徴収（支払い）方法
 - ・普通徴収（口座振替・区役所等窓口・Pay-easy（ペイジー）納付・モバイルジ
納付・インターネットを利用したクレジットカード決済・バーコード決済・徴
収嘱託員訪問）
 - ・特別徴収（年金支払い）*65歳以上の基準該当者

5 国保の保険給付

(1)療養の給付

被保険者やその被扶養者が病気や怪我等の場合、診療等について現物給付

【被保険者等が窓口で払う一部負担金の割合】

現 行	
就学前まで	2割
就学～69歳	3割
70歳～74歳	2割 現役並所得者*は3割

現役並所得者…住民税課税所得 145 万円以上及び年間所得額が 210 万円以上

(2)その他の主な給付

- ①入院時食事療養費及び生活療養費
- ②高額療養費（同じ月内に、同じ医療機関に支払った一部負担金が限度額を超えた場合、申請によりそれを超えた額を高額療養費として支給）
- ③高額介護合算療養費（医療費と介護費用の両方を負担する世帯の負担を軽減する仕組み）
- ④出産育児一時金（50 万円／件）
- ⑤葬祭費（7 万円／件）

6 国保の保健事業等

(1)保健事業

事業名	実施対象及び内容等
特定健康診査	40歳～74歳の全被保険者に対し個別通知、個別健康診査
特定保健指導	特定健康診査で生活習慣病のリスクがあると判定された被保険者に通知をし、応募者に対し面談、電話及び手紙による保健指導
人間ドック 受診費助成	40歳～74歳で助成条件を満たし、申請があった被保険者に対し助成
訪問保健指導	<ul style="list-style-type: none"> ・重複・頻回受診傾向にある被保険者に通知をし、応募者に対し面談、電話及び手紙による保健指導 ・糖尿病治療の受診状況等により抽出した被保険者に重症化予防のため通知をし、応募者に対し面談、電話及び手紙による保健指導 ・糖尿病治療歴のない被保険者に対し、受診勧奨のため手紙及び電話による保健指導
ジェネリック 医薬品差額通知	<ul style="list-style-type: none"> ・自己負担の軽減可能額が見込まれる被保険者への差額通知 ・全被保険者に対し区報・ホームページ等による啓発

(2) データヘルス計画

レセプト・健診情報等のデータ分析に基づく保健事業の実施計画
平成30年度から令和5年度の6か年を計画期間として、「特定健康診査・
特定保健指導実施計画（第3期）」と一体的に策定されている。

7 令和5年度 国民健康保険特別会計 当初予算（総括表）

【歳入】 (単位：千円、%)

款	予 算 額	構 成 比
1 国民健康保険料 *1	11,394,880	23.2
2 一部負担金	4	0.0
3 使用料及び手数料	1	0.0
4 国庫支出金	1	0.0
5 都支出金 *2	32,123,477	65.2
6 繰入金 *3	4,680,812	9.5
7 繰越金	1,000,000	2.0
8 諸収入 *4	37,824	0.1
9 特別区債 *5	1	0.0
歳 入 合 計	49,237,000	100.0

(注) *1 国民健康保険料：被保険者から徴収する保険料

*2 都 支 出 金：保険給付費等交付金・財政安定化基金交付金

*3 繰入金：都への納付金や保険料軽減等に要する経費で一般会計からの繰入金

*4 諸収入：第三者納付金や不当利得返還金等

*5 特別区債：財政安定化基金から貸付を受けるための科目存置

【歳出】 (単位：千円、%)

款	予 算 額	構 成 比
1 総務費	828,534	1.7
2 保険給付費 *1	32,094,667	65.2
3 国民健康保険事業費納付金 *2	15,460,882	31.4
4 財政安定化基金拠出金 *3	1	0.0
5 共同事業拠出金 *4	10	0.0
6 保健事業費 *5	489,033	1.0
7 公債費 *6	1	0.0
8 諸支出金	163,872	0.3
9 予備費	200,000	0.4
歳 出 合 計	49,237,000	100.0

(注) *1 保険給付費：療養給付費や高額療養費、出産育児一時金等に要する経費

*2 国民健康保険事業費納付金：東京都への納付金

*3 財政安定化基金拠出金：財政安定化基金からの交付金に対する拠出金

- *4 共同事業拠出金：退職者医療共同事業拠出金
- *5 保健事業費：生活習慣病予防等を目的とした特定健康診査・特定保健指導などに要する経費
- *6 公債費：財政安定化基金から貸付を受けた場合の償還金